

| | |
|---|---|
| 議案第18号 | 三田市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について |
| 財 政 課 | 旧老人保健法に基づき設置している三田市老人保健医療事業特別会計について、制度廃止に伴い法による特別会計の設置義務がなくなるため、当該特別会計を廃止するに当たり、当該条例の一部を改正しようとするもの。 |
| <p>【改正趣旨】 旧老人保健法に基づき設置している三田市老人保健医療事業特別会計について、制度廃止に伴い法による特別会計の設置義務が無くなるため、当該特別会計を廃止するに当たり、当該条例の一部を改正しようとするもの。</p> <p>【改正背景】 後期高齢者医療制度が平成20年4月1日から施行されたことに伴い、旧老人保健法に基づく制度は3年間の経過措置が設けられていたが、今年度で経過措置期間が終了するため、老人保健医療事業特別会計を廃止しようとするもの。 なお、平成23年度以降に旧制度に基づく歳入、歳出が生じる場合は、国の指導に基づき一般会計において取り扱うものとします。</p> <p>【関係法令】 地方自治法(昭和22年法律第67号)第209条第2項(会計の区分) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年08月17日法律第80号)附則第39条</p> <p>【改正内容】 【現行】</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 三田市国民健康保険事業特別会計 被保険者給付事業 (2) 三田市農業共済事業特別会計 農作物及び家畜共済事業 (3) 三田市下水道事業特別会計 下水道事業及び生活排水処理事業 <u>(4) 三田市老人保健医療事業特別会計 老人保健医療事業</u> (5) 三田市公営墓地整備事業特別会計 公営墓地整備事業 (6) 三田市駐車場事業特別会計 駐車場事業 (7) 三田市介護保険事業特別会計 介護保険事業 (8) 三田市後期高齢者医療事業特別会計 後期高齢者医療事業 <p>【改正】</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 三田市国民健康保険事業特別会計 被保険者給付事業 (2) 三田市農業共済事業特別会計 農作物及び家畜共済事業 (3) 三田市下水道事業特別会計 下水道事業及び生活排水処理事業 <u>(4) 三田市公営墓地整備事業特別会計 公営墓地整備事業</u> <u>(5) 三田市駐車場事業特別会計 駐車場事業</u> <u>(6) 三田市介護保険事業特別会計 介護保険事業</u> <u>(7) 三田市後期高齢者医療事業特別会計 後期高齢者医療事業</u> <p>【施行期日】 平成23年4月1日</p> <p>【経過措置】 三田市老人保健医療事業特別会計に係る平成22年度以前の収入及び支出並びに決算については、施行期日以降もその効力を有する。</p> <p>【議案年度】 平成23年度議案：本会議5日目議決</p> | |